

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・北海道は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築している。
・住基ネットにおいて、本人確認を行うために必要最低限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。
・住基ネットの利用において、内部による不正利用の防止のため、生体認証やパスワードによる操作者の制限、追跡調査のための使用履歴の保存、アクセス権限の適切な管理等、必要な対策を講じている。
・外部との接続において、住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化等、厳格な不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

北海道知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

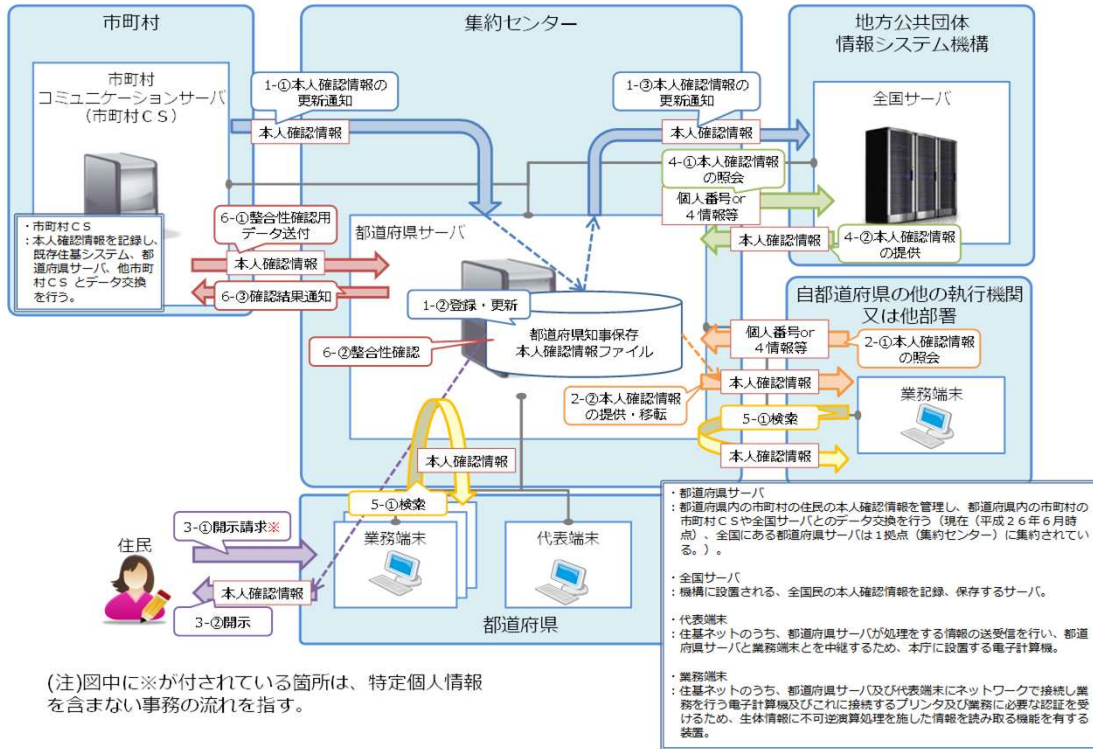
令和4年9月5日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>北海道では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のと通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>③北海道の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <p>・第7条(住民票の記載事項)</p> <p>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</p> <p>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</p> <p>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</p> <p>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</p> <p>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</p> <p>・第30条の15(本人確認情報等の利用)</p> <p>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</p> <p>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</p> <p>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部地域行政局市町村課
②所属長の役職名	市町村課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(注)図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを指す。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-② 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住基ネットを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 北海道の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 北海道の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 北海道知事において、提示されたキーを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
※検索対象者が他都府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
※北海道の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る本人確認情報を一括して提供する場合
(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、北海道の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)又は回線連携(注3)により行う。
(注1) 北海道の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
(注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
(注3) 回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの業務端末と宛名連携システムのみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	北海道の区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	総合政策部地域行政局市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネット等で管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。								
⑤本人への明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。								
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	総合政策部地域行政局市町村課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・北海道の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(北海道の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→北海道の他の執行機関又は他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→北海道窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 								
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・北海道の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 								
情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。 ※市町村課では、住民基本台帳人口の集計(毎月末時点)のみ利用。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	—								
⑨使用開始日	平成27年6月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際は、道のホームページにて公表している。(総合政策部における入札結果のページ)	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	北海道知事より受領した本人確認情報を元に、機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	北海道の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、北海道の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	北海道の他の執行機関から照会があった都度、随時。
提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された都道府県知事保存本人確認情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。(平成16年2月以降なし。)

移転先1		北海道の他部署(保健福祉部など)
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途		住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度		北海道の他部署から検索があった都度、随時。
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・北海道においては、代表端末及び記録媒体を施錠管理されたラック等に保管する。
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。 この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 道としては、毎年市町村が実施する自己点検の内容を確認し、本人確認情報の入力等の項目に適切に行えていない評価をしている市町村があれば、助言等を実施している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住基ネットのシステム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（※）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名連携システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県サーバの業務端末から宛名連携システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名連携システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証(左右の手の静脈)による操作者の認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発行は、申出書の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。 ・アクセス権限の失効は、退職及び異動した職員等が発生した都度、届出の提出、管理者の承認により行い、台帳に記録する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の照会・検索に関して不正な操作の疑いがある場合、申請文書等との整合性を確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくバックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。 ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施及び集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報管理体制は十分である。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。 委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行ったうえで提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータ損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず更新／閲覧もできない。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 上記「特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限」中「具体的な制限方法」のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管するとともに、週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。また、バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等にかかる作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である道は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等にかかる作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 必要があれば、道職員が委託業務について機構の履行状況を立会いまたは報告を受けることが契約書上明記している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスできないシステム設計としている。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法施行令第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを想定している。 バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に利用を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することとしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、道職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているかを確認する。 	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を契約書において定めるとともに、道と同様の安全管理措置を義務付ける。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従業者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県及び福岡県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。 		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、利用目的や操作者の申出を受け、必要と認められる場合にはアクセス権限を付与している。利用時は、端末使用簿に利用目的等を記入の上、申し出た業務の目的内で提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理する。 操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその事務で行うための必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとしている。 	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県サーバと全国サーバの通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが、システムで担保されている。 都道府県知事保存本人確認情報について、北海道の他の執行機関への提供及び北海道の他部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、その提供・移転の記録が残される。 回線連携を用いる場合、都道府県サーバの業務端末から宛名連携システムへのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、都道府県サーバの業務端末と宛名連携システム間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。 	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上で担保される。 :回線連携を用いる場合、都道府県サーバの業務端末から宛名連携システムへのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また都道府県サーバの業務端末と宛名連携システム間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。 	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・北海道においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	複数ある外部団体の所属員の氏名等を含むデータ(個人番号を含まない)を、それぞれの団体にメール送信する際、当該データが個人情報であるという認識なく、全団体に送信した。事故発覚後、送付した全団体に対し、謝罪するとともに、送付したデータの破棄を依頼した。
	再発防止策の内容	職員に個人情報を取り扱う認識を徹底させるため、研修を実施するとともに、文書発出の際は、複数人による確認を徹底するよう周知している。また、職員が職務で使用するパソコンを起動する際、自動で個人情報の誤送付等の防止を喚起するポップアップを表示させる機能を利用するなどICTを活用した意識喚起にも取り組んでいる。
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		
—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2)十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が高い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>(都道府県サーバ・全国サーバの情報について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には、住民基本台帳ネットワークを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 ・また、市町村CSとの整合処理を定期的の実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。 <p>(特定個人情報の移転に利用する媒体の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき長時間にわたり放置されることがないようにし、本人確認情報が識別できないよう判断して破棄する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき長時間にわたり放置されることがないようにし、本人確認情報が識別できないよう判断して破棄する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、チェックシートを活用して自己点検を実施するとともに、点検結果を踏まえ、関係規程及び運用方法等を改善する。 なお、自己点検の結果及び関係規定等の改善については、システム管理責任者に報告し、承認を得る。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	以下の観点で内部監査を定期的の実施するとともに、監査結果を踏まえ、関係規程及び運用方法等を改善する。 (運用面) ・住基ネット関係規程類の整備及び運用状況 ・端末等住基ネット関係機器の管理状況 ・本人確認情報の利用状況 (システム面) ・端末等住基ネット関係機器の設定及び接続状況	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住基ネットを利用する職員に対し、必要となる知識を習得させるため、次に掲げる事項についての研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・住基ネット端末の操作に関する事項 ・セキュリティ対策に関する事項 ・その他必要と認める事項 住基ネット関係規定等に違反した際は、顛末書及び改善策を提出させ、必要な指導を行うとともに、問題ない旨判断できるまでは住基ネットの利用を禁じることとする。 なお、行為の程度によっては、懲戒処分の対象となる。	
3. その他のリスク対策		
—		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話番号 011-204-5038</p> <p>総合政策部地域行政局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152</p>
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法:)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報開示事務
公表場所	<p>総合政策部地域行政局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152</p>
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>総合政策部地域行政局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152</p>
②対応方法	問合わせを受け付けた際の対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年6月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	道民意見提出手続に関する要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和3年10月5日～令和3年11月4日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	1名から延べ1件の意見が寄せられた ・情報管理分野は専門性が高い分野であり、信用性の高い専門家に委託することが適切。委託先に対する信頼性をどう認証するかといった問題も出てくるので、こうした事項にも留意し庁内で議論願いたい。
⑤評価書への反映	・評価書の修正等はいりませんでした。本事務を進めていく上での参考とさせていただくこととしました。
3. 第三者点検	
①実施日	【部会審議】令和3年12月14日(火) 【全体会審議】令和4年1月21日(金)
②方法	北海道情報公開・個人情報保護審査会への諮問による第三者点検を実施した。
③結果	○審議の結果、次のとおり意見を付し、諮問の内容は適当なものであると認められた。 【意見の内容】 令和3年度に評価実施機関において個人情報に関する重大事故の発生があったところであるが、評価実施機関は、特定個人情報であるか否かにかかわらず、個人情報の運用ルールを再確認し、個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対する指導監督を徹底した上、本評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもとより、個人情報に関する重大事故が再発することのないよう留意することを求める。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	I 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総合政策部地域行政局市町村課	総合政策部地域主権・行政局市町村課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成28年6月28日	I 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 出未田 真	市町村課長 森 弘樹	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成28年6月28日	II 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月1日	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成28年6月28日	II 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	総合政策部地域行政局市町村課	総合政策部地域主権・行政局市町村課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成28年6月28日	II 3. 特定の個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	総合政策部地域行政局市町村課	総合政策部地域主権・行政局市町村課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成28年6月28日	III 7. 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		胆振総合振興局において発生したUSB紛失事案について追記	事後	重要な変更にあたらない(追加修正)
平成28年6月28日	III 7. 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		上記事案に係る再発防止策を追記	事後	重要な変更にあたらない(追加修正)
平成28年6月28日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部人事局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話番号 011-204-5038 総合政策部地域行政局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152	総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話番号 011-204-5038 総合政策部地域主権・行政局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成28年6月28日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	総合政策部地域行政局市町村課	総合政策部地域主権・行政局市町村課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成28年6月28日	V 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	総合政策部地域行政局市町村課	総合政策部地域主権・行政局市町村課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成29年2月16日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に北海道では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③北海道知事から北海道のその他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④北海道の区域内の市町村長その他の執行機関への本人確認情報の提供 ⑤住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑥機構への本人確認情報の照会	都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に北海道では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③北海道知事から北海道のその他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	事後	平成27年9月に住民基本台帳法が改正されたことに伴い、第30条13に規定する都道府県の条例による都道府県区域の市町村への本人確認情報の提供において提供情報から個人番号が除かれたことによる変更。
平成29年2月16日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム③他のシステムとの接続		宛名システム等に○を記載。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月16日	I 5. 個人番号の利用法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号附則第3号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報等の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号附則第3号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報等の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	平成27年9月に住民基本台帳法が改正されたことに伴い、第30条13に規定する都道府県の条例による都道府県区域の市町村への本人確認情報の提供において提供情報から個人番号が除かれたことによる変更。
平成29年2月16日	I(別添1)事務の内容		①「都道府県」の図中「業務端末」と「代表端末」を併記して記載していたが別個のものとして図を分けた。 ②「都道府県の執行機関」を「自都道府県の他の執行機関又は他部署」と変更した上で、業務端末と都道府県サーバとの間で本人確認情報検索の事務が実施されることを追記した。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。
平成29年2月16日	I(別添1)事務の内容(備考)	2. 北海道の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①北海道の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーとした本人確認情報の照会を行う。 2-②北海道知事において、提示されたキーを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※北海道の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、北海道の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。 (注1)北海道の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。	2. 北海道の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①北海道の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーとした本人確認情報の照会を行う。 2-②北海道知事において、提示されたキーを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※北海道の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、北海道の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。 (注1)北海道の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。
平成29年2月16日	II 3. 特定個人情報の入手・使用⑦使用主体 利用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月16日	II 3. 特定個人情報の入手・使用⑧使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・北海道の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(北海道の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→北海道の他の執行機関又は他部署)。 ・北海道の区域内の市町村長その他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(北海道の区域内の市町村長その他の執行機関→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(都道府県サーバ→北海道の区域内の市町村長その他の執行機関)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→北海道窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・北海道の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(北海道の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→北海道の他の執行機関又は他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→北海道窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 	事後	平成27年9月に住民基本台帳法が改正されたことに伴い、第30条13に規定する都道府県の条例による都道府県区域の市町村への本人確認情報の提供において提供情報から個人番号が除かれたことによる変更。
平成29年2月16日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	[○]提供を行っている(4件)	[○]提供を行っている(3件)	事後	平成27年9月に住民基本台帳法が改正されたことに伴い、第30条13に規定する都道府県の条例による都道府県区域の市町村への本人確認情報の提供において提供情報から個人番号が除かれたことによる変更。
平成29年2月16日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		<ul style="list-style-type: none"> ・提供先2から「北海道の区域内の市町村長その他の執行機関」を削除。 ・提供先3「北海道の他の執行機関」を「北海道の他の執行機関(教育委員会など)」とした上で提供先2に変更。 ・提供先4「住基法案の住民」を提供先3に変更。 	事後	平成27年9月に住民基本台帳法が改正されたことに伴い、第30条13に規定する都道府県の条例による都道府県区域の市町村への本人確認情報の提供において提供情報から個人番号が除かれたことによる変更及び住民の理解に供するため、提供先を具体的に例示することによる変更。
平成29年2月16日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2(上記変更後)⑥提供方法		専用線に○を記載。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。
平成29年2月16日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	「北海道の他部署」	「北海道の他部署(保健福祉部など)」	事後	住民の理解に供するため、移転先を具体的に例示することによる変更。
平成29年2月16日	II 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1⑥移転方法	紙に○を記載。	専用線に○を記載。 紙の○を削除。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。
平成29年2月16日	III 3. 特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	宛名連携システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県サーバの業務端末から宛名連携システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとで作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名連携システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月16日	Ⅲ5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容	・都道府県サーバと全国サーバの通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが、システムで担保されている。 ・都道府県知事保存本人確認情報について、北海道の他の執行機関への提供、北海道の他部署への移転が行われた場合、その提供・移転の記録が残される。	・都道府県サーバと全国サーバの通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことが、システムで担保されている。 ・都道府県知事保存本人確認情報について、北海道の他の執行機関への提供及び北海道の他部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、その提供・移転の記録が残される。 ・回線連携を用いる場合、都道府県サーバの業務端末から宛名連携システムへのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、都道府県サーバの業務端末と宛名連携システム間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。
平成29年2月16日	Ⅲ5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク3 リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 :回線連携を用いる場合、都道府県サーバの業務端末から宛名連携システムへのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また都道府県サーバの業務端末と宛名連携システム間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。	事前	平成29年7月に予定する情報連携の開始に伴う変更。
平成29年2月16日	Ⅵ 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月13日	平成28年9月5日	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成29年2月16日	Ⅵ 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年2月19日～平成27年3月18日	①平成27年2月19日～平成27年3月18日 ②平成28年10月17日～平成28年11月16日	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成29年2月16日	Ⅵ 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	なし	①なし ②1名から延べ13件の意見が寄せられた。主な内容は以下の通り。 ・法令上の根拠等を明記すべき。 ・「等」などの表記を個別具体的なものに改めるべき。 ・特定個人情報の移転方法において選択項目からフラッシュメモリ、電子記録媒体及び紙を除外するべき。	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成29年2月16日	Ⅵ 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	①— ②特定個人情報を移転する際に紙による出力は行っていないことから、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥ 移転方法」から紙を除外した。	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成29年2月16日	Ⅵ 3. 第三者点検 ①実施日	【部会審議】平成27年4月7日(火) 【全体会審議】平成27年4月22日(水)	①【部会審議】平成27年4月7日(火)【全体会審議】平成27年4月22日(水) ②【部会審議】平成28年12月27日(火)【全体会審議】平成29年1月10日(火)	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成29年2月16日	Ⅵ 3. 第三者点検 ③結果		再実施の際の第三者点検の結果について追記	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成29年6月23日	Ⅰ 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 森 弘樹	市町村課長 長尾 法明	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成30年6月27日	Ⅰ 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総合政策部地域主権・行政局市町村課	総合政策部地域振興局市町村課	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)
平成30年6月27日	Ⅰ 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村課長 長尾 法明	市町村課長 羽田 翔	事後	重要な変更にあたらない(時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月27日	II 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	総合政策部地域主権・行政局市町村課	総合政策部地域振興局市町村課	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年6月27日	II 3. 特定の個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	総合政策部地域主権・行政局市町村課	総合政策部地域振興局市町村課	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年6月27日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨ 過去3年間以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	① H26.4.11道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に196人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。 ② H27.3.9に道本庁舎執務室内の業務用パソコンに接続していた外付けハードディスク1台が紛失したことが判明した。当該ハードディスクには、個別事例案件や所管課が主催する研修会の受講者名簿等の個人情報約1万人分が含まれていた。 ③ H28.1.16に出先機関において開催された研修会において、当該出先機関の職員が、約130人分の個人情報が記載された文書と約160人分の個人情報が保存されたUSBメモリーを紛失した。	① H27.3.9に道本庁舎執務室内の業務用パソコンに接続していた外付けハードディスク1台が紛失したことが判明した。当該ハードディスクには、個別事例案件や所管課が主催する研修会の受講者名簿等の個人情報約1万人分が含まれていた。 ② H28.1.16に出先機関において開催された研修会において、当該出先機関の職員が、約130人分の個人情報が記載された文書と約160人分の個人情報が保存されたUSBメモリーを紛失した。	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年6月27日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話番号 011-204-5038 総合政策部地域主権・行政局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152	総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話番号 011-204-5038 総合政策部地域振興局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年6月27日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	総合政策部地域主権・行政局市町村課	総合政策部地域振興局市町村課	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年6月27日	V 2. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ ①連絡先	総合政策部地域主権・行政局市町村課	総合政策部地域振興局市町村課	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和1年6月20日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨ 過去3年間以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和1年6月20日	III 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨ 過去3年間以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		—	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨ 過去3年以内の評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①事故発生を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 ・職員のマール誤送信防止についての認識を深める。 ・必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。 ② 庁内各課に対し、注意喚起と次に掲げる再発防止策を講じるよう、文書通知を行った。 ・外付けハードディスクなど外部記録媒体の数量・配置箇所を的確に把握し、施錠管理を徹底すること。 ・外部記録媒体の機能に応じパスワードの設定等を行うこと。 ・閉庁日や勤務時間外において、執務室等を無人とする場合は、短時間であっても必ず施錠する。 ・職員以外の者が執務室等に入室するにあたっては、目的や用途を確認する。 ③個人情報の適正管理について研修を行い、再発防止に取り組むこととした。 また、外部記録媒体の管理の徹底と職員に対する指導について、文書通知を行った。	—	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	I 7. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	総合政策部地域振興局市町村課	総合政策部地域行政局市町村課	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	II 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	総合政策部地域振興局市町村課	総合政策部地域行政局市町村課	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	II 3. 特定の個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体 使用部署	総合政策部地域振興局市町村課	総合政策部地域行政局市町村課	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話番号 011-204-5038 総合政策部地域振興局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152	総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話番号 011-204-5038 総合政策部地域行政局市町村課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎4階 電話番号 011-204-5152	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	V 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表 公表場所	総合政策部地域振興局市町村課	総合政策部地域行政局市町村課	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和2年6月17日	V 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ ① 連絡先	総合政策部地域振興局市町村課	総合政策部地域行政局市町村課	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和4年1月28日	I ー5. 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号附則第3号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報等の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報等の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事前	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更(令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	(別添1)事務の内容(備考)	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事前	特定個人情報を含まない手続きを明記(令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	II ー3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人()	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)	事前	事務の実態にあった記載に変更(令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	II ー3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 情報の統計分析	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。 ※市町村課では、住民基本台帳人口の集計(毎月末時点)のみ利用。	事前	市町村課で実施している内容について記載(令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	II ー3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	該当なし。	—	事前	趣旨は同じく「該当なし」であるが、表現を変更(令和3年度再評価時)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月28日	II-5. 提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	法施行に伴う変更 (令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	II-5. 移転先2 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	法施行に伴う変更 (令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	II(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	事前	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたことに伴う変更 (令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	III-2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。 この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。 この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。	事前	道としての取組内容を追記 (令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	III-4. 情報保護管理体制の確認	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施及び集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構へ委託することを議決している。 ・委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき指定情報処理機関として住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて、平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報管理体制は十分である。	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施及び集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報管理体制は十分である。	事前	法改正に伴い住民基本台帳ネットワークシステムが機構の業務となったことに伴う変更 (令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	III-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年間保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前	事務の実態にあった記載に変更 (令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	III-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルールの遵守の確認方法	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住基法により定められた事務に限り行われる。	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、利用目的や操作者の申出を受け、必要と認められる場合にはアクセス権限を付与している。利用時は、端末使用簿に利用目的等を記入の上、申し出た業務の目的内で提供・移転を行う。	事前	事務の実態にあった記載に変更 (令和3年度再評価時)
令和4年1月28日	III-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその事務で行うための必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとしている。	「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理する。 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその事務で行うための必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとしている。	事前	事務の実態にあった記載に変更 (令和3年度再評価時)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月28日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事前	知事部局において、令和3年度に発生した事案について記載（令和3年度再評価時）
令和4年1月28日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	—	複数ある外部団体の所属員の氏名等を含むデータ（個人番号を含まない）を、それぞれの団体にメール送信する際、当該データが個人情報であるという認識なく、全団体に送信した。事故発覚後、送付した全団体にに対し、謝罪するとともに、送付したデータの破棄を依頼した。	事前	同上
令和4年1月28日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	—	職員に個人情報を取り扱う認識を徹底させるため、研修を実施するとともに、文書発出の際は、複数人による確認を徹底するよう周知している。また、職員が職務で使用するパソコンを起動する際、自動で個人情報の誤送付等の防止を喚起するポップアップを表示させる機能を利用するなどICTを活用した意識喚起にも取り組んでいる。	事前	同上
令和4年1月28日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は法令（住基法施行令第30条の6）に定める保存期間を経過した後システム的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき長時間にわたり放置されることがないようにし、本人確認情報が識別できないよう裁断して破棄する。	（都道府県サーバ・全国サーバの情報について） ・市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には、住民基本台帳ネットワークを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 ・また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。 （特定個人情報の移転に利用する媒体の取扱い） ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は法令（住基法施行令第30条の6）に定める保存期間を経過した後システム的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき長時間にわたり放置されることがないようにし、本人確認情報が識別できないよう裁断して破棄する。	事前	事務の実態にあった記載に変更（令和3年度再評価時）
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 1. 基礎項目評価		令和3年6月17日	事前	令和3年度再評価時の時点修正
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法		道民意見提出手続に関する要綱に基づき実施	事前	令和3年度再評価時に実施したため
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間		令和3年10月5日～令和3年11月4日	事前	同上
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ③期間を短縮する特段の理由		—	事前	同上
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容		1名から延べ1件の意見が寄せられた ・情報管理分野は専門性が高い分野であり、信用性の高い専門家に委託することが適切。委託先に対しての信頼性をどう認証するかといった問題も出てくるので、こうした事項にも留意し庁内で議論願いたい	事前	同上
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映		・評価書の修正等はいりませんでした、本事務を進めていく上での参考とさせていただきますこととしました	事前	同上
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	①【部会審議】平成27年4月7日（火） 【全体会審議】平成27年4月22日（水） ②【部会審議】平成28年12月27日（火） 【全体会審議】平成29年1月10日（火）	【部会審議】令和3年12月14日（火） 【全体会審議】令和4年1月21日（金）	事前	同上
令和4年1月28日	Ⅵ. 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果		再実施の際の第三者点検の結果について追記	事前	同上